

(目的)

第1条 この要綱は、すずめばち(はち目すずめばち科のすずめばち亜科に属するものをいう。以下同じ。)による人への危害を防止することで、市民生活の安全の確保を図るため、自ら駆除することが困難な市民が所有する家屋又は当該家屋の敷地内(敷地内に存する竹木の枝が敷地外にある場合を含む。以下同じ。)のすずめばち(すずめばちの巣を含む。以下同じ。)について、本市が予算の範囲内において駆除を行う長崎市すずめばち駆除事業(以下「駆除事業」という。)を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(駆除の対象)

第2条 駆除事業の対象は、本市に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものが所有する家屋又は当該家屋の敷地内のすずめばちとする。

- (1) 生活保護世帯に属する者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者

(駆除の申込み)

第3条 前条の規定による対象者が、駆除事業を受けようとするときは、長崎市すずめばち駆除事業実施申込書(第1号様式)に次に掲げる書類又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 生活保護受給証明書又は市民税非課税証明書
- (2) 固定資産税納税通知書その他家屋を所有することを証する書類

(駆除の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにすずめばちの発生及び営巣の状況等を確認の上、駆除事業実施の可否を決定するものとし、実施を決定したときは長崎市すずめばち駆除事業実施決定通知書(第2号様式)により、実施しないことを決定したときは長崎市すずめばち駆除事業実施却下通知書(第3号様式)によりそれぞれ申込者に通知するものとする。

(駆除の実施)

第5条 市長は、前条の規定により駆除事業の実施を決定したときは、すずめばちの駆除を行う事業者に委託することによって、速やかに当該駆除事業を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、通報その他の方法により所有者の所在が不明な家屋又は当該家屋の敷地内における駆除が必要なすずめばちの存在を知った場合で、近隣住民の危害防止のため緊急を要すると判断するときは、前項に規定する方法により速やかに駆除事業を実施するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、駆除事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(スズメバチ駆除事業実施要領の廃止)

2 スズメバチ駆除事業実施要領(平成12年5月1日施行)は、廃止する。